

就学援助金に係る申請受付について

平素は、本市の教育にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う学校園の臨時休業措置に伴い、就学援助の申請受付を延期しておりましたが、今年度の受付を下記により学校及び区役所で実施しますので、お知らせします。

なお、今年度に限り、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、**郵送による申請受付を5月22日から実施しています（裏面参照）。**

郵送の申請方法等については、裏面及び堺市ホームページ等で確認してください。

堺市ホームページ（<http://www.city.sakai.lg.jp/smph/kosodate/kyoiku/tetsuzuki/hojo/iryohi.html>）

郵送による申請をされた方は、学校や区役所での申請は不要です。

6月30日までの郵送申請と下記申請期間中の区役所または学校申請の取扱いは同じになります。

記

* 区役所及び学校申請受付期間

令和2年6月16日（火）～30日（火）（土・日曜日を除く）

上記期間後も翌年2月26日（金）まで（土・日曜日、祝休日を除く）申請を受け付けますが、7月以降の申請者のうち、認定となった方については、申請月からの分が支給対象となります。

（郵送申請の場合は、2月28日（消印有効）まで受け付けます）

なお、6月末までの就学援助申請者のうち、認定となった小・中学校1年生の方には、入学用品費を支給します（3月に入学準備金を受給した方は支給対象外）。

就学援助金の支給については、「令和2年度 就学援助制度のお知らせ」（以下「お知らせ」）に挟み込まれた「令和2年度 就学援助制度のお知らせ変更点」（以下「変更点」）の裏面「O 3ページ 4 決定の通知と援助金の支給の変更点」の流れとなります。

* 申請方法等

「お知らせ」及び「変更点」を熟読の上、「お知らせ」4ページの記入例に基づき記入してください。

* 各種通知書について

6月末までの申請者の内、所得の確認が出来なかった方には「所得不明通知書」を8月上旬に、申請の結果については、9月中旬に「認定通知書兼口座振込通知書」または「非認定通知書」を送付する予定です。

* 認定者への支給について

6月末までの申請者の内、認定になった方への支給は、9月下旬を予定しています。

支給日、支給額等の詳細は、支給前に送付される「認定通知書兼口座振込通知書」でご確認ください。

上記以外の申請に関する事やその他詳細については、「お知らせ」や「変更点」をご覧ください。

※ 「堺市支援学級等就学奨励費」の申請の案内については、対象者に学校を通じて配布いたします。申請される方は、「令和2年度 堺市支援学級等就学奨励費の支給申請について」をご覧ください。

※ 区役所及び学校申請については、本市における感染の状況を踏まえ延期する可能性があります（郵送申請は継続して2月28日まで受付します）。

郵送申請について

◆ 申請期間 5月22日（金）～ 6月30日（火）（消印有効）

注 6月30日に投函した場合、郵便局の収集時間の関係により、消印が7月1日になる恐れがあります。消印が7月1日となっていれば、6月30日に投函されたとしても7月申請の扱いとなるので、6月30日及び各月最終日に投函される場合は、直接郵便局（堺局・金岡局・中局・泉北局・鳳局・浜寺局・美原局）のゆうゆう窓口まで、受付時間内（郵便局で確認してください）に持参してください。

上記期間後も翌年2月28日（日）（消印有効）まで申請を受け付けますが、7月以降の申請者の内、認定になった方への支給については申請月からの分となります。

◆ 申請書 学校から配布されたもの（堺市ホームページからダウンロードも可）を学務課まで郵送してください。

申請書については、「お知らせ」4ページの記入例を確認しながら、ご記入ください。

◆ 添付書類 「お知らせ」2ページ「2就学援助を受けることができる方」（2）の表をご確認いただき、③・⑤～⑩に該当する方は、表中右側の添付書類（コピーしたもの）を同封してください。

添付書類が無い場合は、基準額と前年所得（同一世帯全員の合計所得額）での審査（基準額は「お知らせ」2ページ「2就学援助を受けることができる方」（1）参照）となります。

◆ 送付先 学務課（〒590-8501）へ

上記の通り封筒に直接ご記入いただくか、下部に記載の点線枠内を切り取り、封筒に貼り付けて送付してください。＜住所の記入は不要です＞

※ 送付前に下記注意事項をご確認ください。

- 申請書に記入漏れや誤り、朱肉を使う印鑑での押印漏れ等があった場合は、申請の受付ができない場合や、審査に遅れが生じることがありますのでご注意ください。
- 小中学校に兄弟姉妹がいる場合、申請書が複数枚手元に届きますが、提出は1枚で結構です。
申請書の「申請児童生徒欄」に小中学生全員をご記入ください（国立・私立・支援学校は対象外）。
1枚に書ききれない場合は2枚に分けてご記入ください（「申請児童生徒欄」以外の項目は、2枚目に記入する必要はありません）。
- 郵便の不着や遅延等の責任は一切負えません。
万が一の郵便事故がご心配な方は、「特定記録郵便」又は「簡易書留」等記録に残る郵便で送付してください。
- 申請を受理した証「受理証」については発行いたしません。
「受理証」を希望される方は、区役所及び学校申請受付期間に区役所又は学校で申請をしてください。

その他ご不明な点等がありましたら、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先
堺市教育委員会 学務課 奨学係
Tel. 072-228-7485
Fax. 072-228-7256
Mail. kyogaku@city.sakai.lg.jp

学務課（〒590-8501）へ

「令和2年度 就学援助制度のお知らせ」の変更点について

就学援助の申請期間延期等に伴い、「令和2年度 就学援助制度のお知らせ」について、下記の通り内容を変更いたします。

今回、上記「お知らせ」の配布がない場合は、入学式等の機会に配布されていますので、この通知とあわせてご覧いただき、変更点をご確認いただきますようよろしくお願いします。

○ 1ページ「1 申請期間等」の変更点

・1行目

＜変更前＞ 「令和2年4月15日(水)～30日(木)」

＜変更後＞ 「令和2年6月16日(火)～30日(火)」

・3行目

＜変更前＞ (申請書の交付についても15日からです)

＜変更後＞ (申請書の交付についても16日からです)

・5行目

＜変更前＞ 「(5月以降の申請については、申請月からの分が支給対象となります)」

＜変更後＞ 「(7月以降の申請については、申請月からの分が支給対象となります)」

・追 加

申請場所について、学校または区役所申請以外に新型コロナウイルス感染症予防対策の観点から、今年度に限り、郵送申請を5月22日から実施しています。

詳しくは堺市ホームページ等で確認してください(6月30日までの 郵送申請と上記申請期間中の申請の取扱いは同じになります)。

○ 2ページ「2 就学援助を受けることができる方」の変更点

・(2)表の申請書に添付する書類(コピーした者)の欄 該当理由項目の①及び②

＜変更前＞ 「※ 6月以降の審査時における家族構成等により審査します。」

＜変更後＞ 「※ 7月以降の審査時における家族構成等により審査します。」

・(2)表 追加

該当理由「⑤市民税を減免された方」、「⑥個人事業税を減免された方」、「⑦固定資産税を減免された方」については、自然災害等による減免が対象になります。

○ 3ページ「3 援助の内容」の変更点

・1行目

＜変更前＞ 「認定者への支給予定額(4月申請者の年額)です。」

＜変更後＞ 「認定者への支給予定額(5・6月申請者の年額)です。」

・表 中 (学用品費等と入学用品費について(学用品費等の年額には変更はありません))

支給費目 校種・学年		＜変更前＞		＜変更後＞	
		学用品費等	入学用品費 (4月申請者のみ) ※1 入学準備金	学用品費等	入学用品費 (5・6月申請者のみ) ※1 入学準備金
小学校	1 年	4月 1,130 円 5～3月 1,100 円	51,060 円	5・6月 3,330 円 7～3月 月 1,100 円	51,060 円
	2～5年	4月 1,310 円	※1 60,000 円	5・6月 3,890 円	※1 60,000 円
	6 年	5～3月 1,290 円		7～3月 月 1,290 円	
中学校	1 年	4月 2,160 円 5～3月 2,080 円	60,000 円	5・6月 6,320 円 7～3月 月 2,080 円	60,000 円
	2～3年	4月 2,340 円 5～3月 2,270 円		5・6月 6,880 円 7～3月 月 2,270 円	

・表下4行目

<変更前> 「・入学用品費－4月に就学援助を申請した……」

<変更後> 「・入学用品費－5・6月に就学援助を申請した……」

○ 3ページ「4 決定の通知と援助金の支給」の変更点

<変更前>

申請月	各通知の送付		認定者への支給時期(予定)		
	非認定通知	認定通知	1期(4～7月)分	2期(8～12月)分	3期(1～3月)分
4・5月	7月中旬	7月中旬	7月中旬	12月中旬	3月中旬
6～10月	申請月の翌月中	12月中旬		12月中旬	3月中旬
11～2月	(2月申請は随時)	3月中旬			3月中旬



<変更後>

申請月	各通知の送付		認定者への支給時期(予定)		
	非認定通知	認定通知	1期(4～7月)分	2期(8～12月)分	3期(1～3月)分
5・6月	9月中旬	9月中旬	9月下旬	12月中旬	3月中旬
7～10月	申請月の翌月中	12月中旬		12月中旬	3月中旬
11～2月	(2月申請は随時)	3月中旬			3月中旬

○ 5ページ「医療費援助(学校保健安全法医療券)の制度について」の変更点

・「2. 対象疾病」の「◎注意事項」、① 1行目

<変更前> 「今年度4・5月に就学援助申請」

<変更後> 「今年度5・6月に就学援助申請」

・「2. 対象疾病」の「◎注意事項」、① 2行目

<変更前> 「7月中旬までに」対象疾病の治療

<変更後> 「9月中旬までに対象疾病の治療」

・「2. 対象疾病」の「◎注意事項」、② 3行目

<変更前> 「今年度6月以降に」就学援助の申請

<変更後> 「今年度7月以降に就学援助の申請」

○ 6ページ「堺市支援学級等就学奨励費について」の変更点

・1行目 申請期間

<変更前> (申請は4月下旬～5月下旬の予定)

<変更後> (申請は5月中旬～6月下旬の予定)

※就学援助を申請される場合は、このお知らせをよく読んで、大切に保管してください。

令和2年度 就学援助制度のお知らせ

保護者のみなさまへ

堺市教育委員会

堺市では、公立の小・中学校（国立、支援学校は除く）に就学させるにあたって、経済的な理由により就学困難なご家庭にお子さんが学校で安心して勉強できるよう、学用品費や給食費（小学校）などの費用の一部を援助する制度をもうけています。援助を希望される方は、1～4の説明をよく読み、4ページ記入例を参照の上、申請してください。

◎ 就学援助の申請は、毎年必要です。また、3月に「新1年生入学準備金」を受給された方も、「学用品費」などを受給するには、下記期間内に申請が必要です。

1 申請期間等

令和2年4月15日（水）～30日（木）（土・日及び祝日を除く）の期間に、「学校」（午前8時30分～午後4時50分）又は「各区役所」（午前9時～午後5時15分）のどちらかを通じて申請手続きをしてください（申請書の交付についても15日からです）。

上記の期間後は、翌年2月26日（金）まで（土・日・祝日及び休日を除く）「学校」又は「各区役所・企画総務課」で申請を受け付けています（5月以降の申請については、申請月からの分が支給対象となります）。

（1）学校での申請（申請保護者口座への振込を希望される場合でも、学校申請は可能です）

お子さんが在籍する学校へ申し出て申請書を入手し、必要事項の記入・押印（認め印で可。ただし、朱肉を使用するものに限り）し、2ページ(2)の③・⑤～⑩に該当される方は、必要書類のコピーを添付の上、上記期日までに必ず学校へ提出してください（区役所へは提出しないでください）。

なお、小・中学校に兄弟姉妹のいるご家庭は、小学校で申請書の入手及び提出を行ってください。

※ お勤めの関係で休めない方は、学校での申請をお勧めします。

（2）各区役所での申請

次のものを持って、各区役所の申請会場（堺市内のいずれの区役所でも可能）で手続きをしてください。

1 印鑑（認め印で可。ただし、朱肉を使用するものに限り）

2 申請保護者名義の普通預金口座がわかるもの

※ 学校長を援助金の受取人として申請する場合は、振込先を記入する必要がないので不要

3 必要な添付書類 2ページ(2)の③・⑤～⑩に該当される方は、それぞれに必要なとする書類のコピー

◎ 生活保護の教育扶助が停止・廃止となった場合、就学援助の申請がないと援助は受けられません。援助を希望される方は、就学援助の申請を行ってください。

◎ 生活保護の教育扶助を受給している場合は、修学旅行費と医療費のみが対象となります。

修学旅行を実施する学年のお子さんがおられる世帯は、就学援助の申請がないと、修学旅行費の援助は受けられません。必ず就学援助の申請を行ってください。

可否決定にあたって、世帯全員の所得額と扶養状況により審査します。下記の点にご注意ください。

令和2年1月1日現在の住所

堺市 ——— 2019年中の所得を申告していない方は、早急に申告を済ませてください。
(申告等が済んでいる方は、手続き不要です)

他市区町村 — 後日（6月頃）、居住されていた市区町村が発行する、令和2年度の課税証明書等の提出が必要となります（源泉徴収票は不可）。

居住されていた市区町村で所得の申告等を済ませておいてください。

(課税証明書の発行時期は、おおむね6月以降になりますが、詳しくは居住されていた市区町村に確認してください)

- ・ 給与所得者の方で勤務先から所得の報告がされている場合、申告は不要ですが、被扶養者（同一生計配偶者及び控除対象扶養親族）となっていない方は、その方の所得の申告が必要です。
- ・ 収入が無くても所得の申告を必ず行ってください（被扶養者となっている方は、申告不要です）。

2 就学援助を受けることができる方

堺市に住所を有し、公立の小・中学校（国立、支援学校は除く）に在籍する児童・生徒の保護者で、次の（１）か（２）のいずれかにあてはまる世帯。

- （１） ２０１９年分（２０１９年１月～１２月）の同一世帯全員の合計所得額（国内外問わず単身赴任者の所得・年金・退職金等も含みます）が、下表の基準額以下の世帯（この基準額は**目安**であり、世帯構成員の年齢によって異なります）。
- なお、基準額の改定や世帯の所得額の変動により、昨年度認定を受けた方であっても今年度は認定されない場合や非認定の方が今年度は認定となる場合もあります。

家族数	２人	３人	４人	５人	６人
基準額	１８４万円	２３８万円	２６４万円	３０３万円	３４３万円

・ **所得額**⇒給与所得者は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」です（「支払金額」ではありません）。
事業所得者は、収入から必要経費を差し引いた後の金額になります。

- （２） 下記のいずれかの項目に該当する世帯
- 該当される場合でも、③・⑤～⑩の必要書類（コピーしたもの）の提出がない場合や、②・③に該当する方で申請保護者以外に世帯構成員の所得がある場合は、前年所得での審査となります。
- また、下記「申請書に添付する書類」以外の書類は審査対象外となります。ご了承ください。

該 当 理 由		申請書に添付する書類（コピーしたもの）
申請時	① 生活保護を受けている方	不要（申請書のみ提出してください） ※ ６月以降の審査時における家族構成等により審査します。
	② 児童扶養手当を受給している方（児童手当ではありません）	
	③ 職業安定所（ハローワーク）登録の日雇労働者	○雇用保険被保険者手帳の公共職業安定所長印の押されているページ
二〇一九年度又は二〇二〇年度に	④ 生活保護が停止又は廃止された方（家族構成変更による場合は除く）	不要（申請書のみ提出してください）
	次の⑤～⑧の項目については、「減免」と表記されている場合に限り ます	
	⑤ 市民税を減免された方	○市民税・府民税変更通知書 （「市民税非課税のお知らせ」は対象外）
	⑥ 個人事業税を減免された方	○個人事業税減免決定通知書
	⑦ 固定資産税を減免された方	○固定資産税賦課決定通知書
	⑧ 国民健康保険料を減免された方	○国民健康保険料更正決定通知書 （家族全員が対象の場合に限る）
	⑨ 国民年金保険料を免除された方	○国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書 ・ ２０歳以上の納付対象者全員の分が必要 ・ 免除期間が６か月以上のものが対象 * 氏名及び免除期間が載っているページが必要
	⑩ 生活福祉資金の貸付を受けた方（教育支援資金を除く）	○生活福祉資金貸付決定通知書

※ 今年に入って、保護者の失業、世帯状況の変化（死亡・離婚）などにより、経済的な理由で就学が困難になった場合や、その他わからないことがありましたら、下記までご相談ください。

※所得の申告等を
必ず済ませておいてください。

学務課	TEL	２２８－７４８５
	FAX	２２８－７２５６
	Mail	kyogaku@city.sakai.lg.jp

3 援助の内容

認定者への支給予定額（4月申請者の年額）です。

支給費目 校種・学年		学用品費等	給食費	入学用品費 (4月申請者のみ) ※1 入学準備金	校外活動費 (宿泊を伴うもの)	修学 旅行費	武道費	医療費
小学校	1 年	13,230 円 〔 4 月 1,130 円 5～3 月 1,100 円 〕	実 費	51,060 円	実 費 (3,690 円以内)	実 費		学 校 で 医 療 券 を 発 行
	2～5 年	15,500 円 〔 4 月 1,310 円 5～3 月 1,290 円 〕						
	6 年			※1 60,000 円				
中学校	1 年	25,040 円 〔 4 月 2,160 円 5～3 月 2,080 円 〕		60,000 円	実 費 (6,210 円以内)		実 費 (7,650 円以内)	
	2～3 年	27,310 円 〔 4 月 2,340 円 5～3 月 2,270 円 〕						

・学用品費等—就学援助の申請月から月割りで教材費等学校徴収金・通学用品費・校外活動費（日帰り）などの費用の一部を支給します。

・給食費（小学校）—就学援助の申請月から日割りで給食実施分を支給します。

・入学用品費—4月に就学援助を申請した小・中学校の1年生の方のみ対象となります。

入学用品費、入学準備金は、重複して支給されません。

※1 入学準備金—小学6年生の方のみ対象となり、3期支給時（3月中旬）に支給します（詳細は6ページ参照）。

・校外活動費—就学援助の申請が実施月以前にあり、宿泊を伴う校外活動に参加した方のみ対象となります。

交通費、見学科・入場料が支給の対象です。

・修学旅行費—就学援助の申請が実施月以前にあり、修学旅行に参加した方のみ対象となります。

交通費、宿泊費、見学科・入場料などが支給の対象です。

・武 道 費—中学校の授業で実施する柔道の柔道着・相撲のまわしの購入費等で、個人的にスポーツ店等から購入した場合は、領収書（保護者または生徒の氏名・金額・購入品目名・領収日・販売店名の記載があること）を必要とします（3年間を通じて1回のみで、遡っての支給はありません）。

・医 療 費—学校において治療の指示を受けた対象疾病に限り、治療にかかる保険診療の自己負担額分を援助します（詳細は5ページ参照）。

4 決定の通知と援助金の支給

※2は、申請月からの分を支給します。

申請月	各 通 知 の 送 付		認 定 者 へ の 支 給 時 期 （予定）		
	非認定通知	認定通知	1 期（4～7 月）分	2 期（8～1 2 月）分	3 期（1～3 月）分
4・5 月	7 月中旬	7 月中旬	※2 7 月中旬	1 2 月中旬	3 月中旬
6～10 月	申請月の翌月中 (2 月申請は随時)	1 2 月中旬		※2 1 2 月中旬	3 月中旬
11～2 月		3 月中旬			※2 3 月中旬

・学校を通じて申請された方への「認定」通知は、学校を経由してお渡しします（小・中学校に兄弟姉妹が在学している場合は、小学校を経由してお渡しします）。

なお、「非認定」・「却下」等の通知は、学務課より郵送します。

・区役所を通じて申請された方への各種通知は、学務課より郵送します。

・給食の実施回数や修学旅行等の出欠など、援助額の決定に必要な事項は、学校に確認の上、支給します。

・審査の手続上、支給時期が遅れる場合があります。

※ 就学援助の申請にあたっては、可否判断のため、世帯状況、生活保護（教育扶助）の受給状況、里親等の認定状況、児童扶養手当の受給状況、家族全員に係る市民税の課税状況等、家族全員に係る身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の等級並びに療育手帳の区分の各事項について、確認を行うことに承諾の上、申請を行ってください。

※ 就学援助の支給にあたっては、学校長を援助金の受取人として申請した場合及び上記表の支給時期の前月15日現在で学校納付金等に未納がある場合は、その期の援助金を学校長経由にて支給しますのでご了承ください。

◎ 堺市就学援助申請書 記入例

※ 学校申請でも申請保護者口座への振込を指定することは可能です。

※ 訂正された場合は、必ず2本線を引き、申請保護者の訂正印を押印のこと。

様式第1号(甲) (第3条関係)

よくお読みください

令和2年度 就学援助申請書

申請日 令和 2 年 4 月 〇 〇 日

堺市教育委員会 教育長 殿

堺市就学援助規則第3条の規定により、令和2年度の就学援助について、次のとおり申請します。
 なお、申請に当たり、以下の事項について確認を行うことに同意します。
 ①世帯状況 ②生活保護（教育扶助）の受給状況 ③里親の認定状況 ④児童扶養手当の受給状況 ⑤家族全員に係る
 市民税の課税状況等 ⑥家族全員に係る身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の等級並びに療育手帳の区分

(注) 1 太枠の中のみ記入してください。
 2 一世帯につき一枚の申請書により申請してください。
 3 学校を通じて申請する場合において、申請の対象となる児童生徒が小学校及び中学校の
 それぞれに在学しているときは、小学校へ提出してください。
 4 学校納付金等を学校に納入していないときは、学校長を証出して支給します。
 5 就学援助金返還口座は、日本スポーツ振興センター掛金返還口座として使用いたします。

下記項目に該当する場合は、
☒ を入れてください。
 1 月 1 日 現在 無 ☐
 堺市に住民票

申請保護者 堺 太 郎 (印) 電話 090 - ××××- 〇〇〇〇
 (9時から17時までの間に連絡のつく電話(携帯)番号を記入してください。)

住 所 堺市 〇 区 ▲▲▲町 〇丁 〇番 ×号

氏 名	生 年 月 日	続 柄	学 校 名	学 年	コ ー ド
サカイ タロウ	H.20年7月16日	子	堺 東 小 学 校	6 年	
サカイ マサミ	H.18年2月14日	子	堺 小 学 校	3 年	
堺 雅 美			小 学 校	年	

1行目には、必ず申請保護者名を記入

3箇所 全て同一氏名

氏 名	生 年 月 日	続 柄	職 業 ・ 学 校 (学 年) 等	コ ー ド
堺 太 郎	S.46年5月5日	申請保護者	会 社 員	
堺 華 恵	S.50年3月3日	妻	バ ー ト	
サカイ ルミ	H.13年4月2日	子	大 学 一 年 生	
堺 瑞 美		義母	無 職	

「振込先」か「委任」のいずれかに記入

※ 両方に記入された場合は、学校納付金未納者以外は、保護者口座への振込を優先します。

金融機関名	金融機関コード	口座番号	普通
〇 〇 銀行	1234		4 6 9 1 1 8
本支店名	本支店番号	口座名義	
△ △ △ 支店	001	カタカナ	サカイ タロウ

令和2年度の就学援助金の受領及び返納について、在籍校校長に委任します。
 年 月 日 保護者氏名

備考
☐ 国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書
☐ 国民健康保険料更正決定通知書
 その他（特記事項・その他添付書類等）

ゆうちょ銀行の場合は、他の金融機関から振込の際に使用する店名（四〇八・四一八）等漢数字、店番（408・418）等いずれも8で終わる3桁の番号及び口座番号（7桁）を記入

受 付 印

記入もれのないように

朱肉を使用する印鑑で

1月1日現在、堺市に住
民票が無ければ、✓を
入れる
(6月に課税証明書等
の提出が必要)

公立小・中学校が対象
(国立・私立学校及び
支援学校は対象外)

- 上段に記入した申請児童生徒を除いて記入記入した場合、2本線を引き、申請保護者の訂正印
- 住民票が別の夫や妻も含めて記入

口座番号は7桁の右詰

口座名義はカタカナで

学校長委任する場合の
み、申請日・申請保護者
氏名を記入の上、朱肉
を使用する印鑑を押印

受け取った受理証は、申請された事を証明する書類となり、問合せ等で必要となります。
大切に保管してください。

医療費援助(学校保健安全法医療券)の制度について

堺市では、下記の援助対象者が、対象疾病の治療を受けた場合に、治療にかかる保険診療の自己負担額分を援助します。

1. 援助対象者

- (1)生活保護を受けている世帯の児童生徒
- (2)就学援助認定世帯の児童生徒

2. 対象疾病

学校保健安全法に基づく、次の疾病に限ります。下記以外の疾病の治療には医療券は使用できません。

- | | | | | | | | | | | | |
|---|-------|---|-----------|---|---------------|----|---------|---|-------|---|------|
| 1 | トラコーマ | 2 | 結膜炎 | 3 | 中耳炎 | 4 | 慢性副鼻腔炎 | 5 | アデノイド | 6 | はくせん |
| 7 | かいせん | 8 | 膿かしん(とびひ) | 9 | 寄生虫病(虫卵保有を含む) | 10 | う歯(むし歯) | | | | |

※ 次の場合に医療券の発行が受けられます。

- ・学校での健康診断の結果、対象疾病が発見された場合
- ・児童生徒の申し出や健康相談などに基づき、学校から対象疾病の治療の指示を受けた場合

◎ 注意事項

- ・ 必ず各月ごとの受診前に、学校に申し出て医療券の発行を受けてください。
- ・ 医療券の発行を受けずに治療された場合等は、原則、医療費援助の対象になりません。

◆◆◆ 就学援助の申請を済まされた方(審査結果待ちの方)について ◆◆◆

① 前年度に就学援助の認定をうけ、今年度4・5月に就学援助申請をした世帯の児童生徒で、審査の結果が通知される 7月中旬までに対象疾病の治療が必要な方は、必ず受診前に学校に申し出て医療券の発行を受けてください。

② 次に該当する世帯の児童生徒で、対象疾病の治療が必要となり、医療費の援助を希望される方は、必ず受診前に保健給食課へお問い合わせください。

- ・前年度に就学援助の認定をうけ、今年度6月以降に就学援助の申請をした世帯
- ・はじめて就学援助を申請した世帯
- ・前年度は未申請又は非認定で、今年度申請した世帯

3. 援助額

医療券を使用して治療を受けた場合、対象疾病の治療にかかる保険診療の自己負担額分は、堺市が医療機関等に支払います。なお、入院の場合は、保健給食課にご相談ください。

※ 次の場合等は**自己負担額**が生じます。

- ・学校から発行された医療券を持参せずに受診した場合
- ・医療券の発行を受けずに受診した場合
- ・保険適用外の治療等があった場合
- ・対象疾病以外の治療も受けた場合

医療費援助(医療券)に関する問い合わせ先	
保健給食課	TEL 228-7489
	FAX 228-7256
	Mail kyoho@city.sakai.lg.jp

入学準備金の支給

来年、新入学（新小１・新中１）を迎えるお子さんがいる家庭で、経済的に困窮されている方に入学準備にかかる費用の一部を３月中旬に援助します。

詳しくは、広報さかい（１０月号）、堺市ホームページに掲載しますので、ご覧ください。

新小１・・・１１月頃に別途就学援助の申請をしていただき、所得審査等により認定となった方を対象として５１,０６０円を支給します（基準額等は２ページ参照）。

新中１・・・今年度、小学校６年生の就学援助認定者を対象として６０,０００円を支給します。
別途申請の必要はありません。

下記のいずれかに該当する方は、支給対象とはなりません。

◎ 国立・私立の小・中学校受験を考えている方、支援学校への就学を考えている方。

入学準備金支給後に、上記の事実が判明した場合は、全額返納していただきます。

◎ ３月末までに堺市外へ転出予定の方。

◎ 生活保護を受給されている方、里親の認定を受けている方、ファミリーホーム入所の方、施設入所の方、母子生活支援施設入所の方。（それぞれの制度で支給されるため）

◎ ２０２０年１月２日以降に海外から入国された方。（新小１）

審査時における２０１９年分の所得が確認できないので、審査が行えないため。

＊ 来年４月に申請してください。

（必ず２０２０年分の所得の申告を行っておいてください）

堺市支援学級等就学奨励費について

次のいずれかに該当する場合、「堺市支援学級等就学奨励費」（申請は４月下旬～５月中旬の予定）の対象となる場合があります。就学援助と就学奨励費の両方を申請することは可能です。

ただし、就学援助が認定された場合、重複する費目は支給対象外となります。

詳しくは、堺市ホームページをご覧ください。

堺市 就学奨励費

検索



- ◆ 支援学級に在籍する方
- ◆ 通級指導教室へ他校通級（通常学級在籍者も含む）をしている方
- ◆ 通常の学級に在籍し、学校教育法施行令第２２条の３に規定する障がいの程度に該当する方

堺市では、生活にお困りの方には就学援助制度以外にも、様々な施策を実施しています。

詳しくは、堺市ホームページ（健康・福祉）をご覧ください。

(<http://www.city.sakai.lg.jp/kenko/index.html>)

就学援助に関する問い合わせ先

就学援助（医療費以外）については

堺市教育委員会

学 務 課

奨 学 係

TEL

２２８－７４８５（直通）

FAX

２２８－７２５６

Mail

kyogaku@city.sakai.lg.jp

医療費（医療券）については

堺市教育委員会

保健給食課

保 健 係

TEL

２２８－７４８９（直通）

FAX

２２８－７２５６

Mail

kyoho@city.sakai.lg.jp

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

令和2年度 就学援助申請書

申請日 令和 年 月 日

堺市教育委員会 教育長 殿

堺市就学援助規則第3条の規定により、令和2年度の就学援助について、次のとおり申請します。
なお、申請に当たり、以下の事項について確認を行うことに同意します。

①世帯状況 ②生活保護（教育扶助）の受給状況 ③里親の認定状況 ④児童扶養手当の受給状況 ⑤家族全員に係る
市民税の課税状況等 ⑥家族全員に係る身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の等級並びに療育手帳の区分

- (注) 1 太枠の中のみ記入してください。
2 一世帯につき一枚の申請書により申請してください。
3 学校を通じて申請する場合において、申請の対象となる児童生徒が小学校及び中学校の
それぞれに在学しているときは、小学校へ提出してください。
4 学校納付金等を学校に納入していないときは、学校長を経由して支給します。
5 就学援助金振込口座は、日本スポーツ振興センター掛金還付口座として使用いたします。

下記項目に該当する場合は、
✓を入れてください。

1月1日現在 無 ☐
堺市に住民票

申請保護者	(印)	電話番号 (9時から17時までの間に連絡のつく電話（携帯）番号を記入してください。)
-------	-----	---

住 所	堺市 区
-----	------

申請児童生徒	フリガナ	生年月日	続柄	学 校 名	学 年	コ ー ド
	氏 名			学校	年	
				学校	年	
				学校	年	
				学校	年	
				学校	年	
				学校	年	
				学校	年	

世帯状況（住民票等を基礎とします。）	フリガナ	生年月日	続柄	職 業 ・ 学 校 （ 学 年 ） 等	コ ー ド
	氏 名		申請保護者		

い ず れ か に 記 入	※ 両方に記入された場合は、学校納付金未納者以外は、保護者口座への振込を優先します。					
	振込先	金融機関名	金融機関コード	口座番号	普通	
		本支店名	本支店番号	口座名義 (カタカナ)	※ 申請保護者名義に限ります。	
	委任	令和2年度の就学援助金の受領及び返納について、在籍校校長に委任します。 令和 年 月 日 保護者氏名 (印)				

- 備考
- ☐ 国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書
- ☐ 国民健康保険料更正決定通知書

その他（特記事項・その他添付書類等）